

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 3 月 31 日 (火) 第 706 号 の 11



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

- | | | |
|-----------------------------|------------|---|
| 規 | 則 | |
| ○クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則 (※) | (生活衛生課取扱い) | 1 |
| 訓 | 令 | |
| ○鹿児島県公用車管理規程の一部を改正する訓令 (※) | (管財課取扱い) | 2 |

規 則

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第38号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則 (昭和33年鹿児島県規則第29号) の一部を次のように改正する。
別記第 7 号様式中

「

生 年 月 日	年 月 日
---------	-------

」

を

「

生 年 月 日	年 月 日
性 別	男・女
個 人 番 号	

」

に改め、同様式備考中「沖縄県」を「熊本県及び沖縄県」に、「あて先」を「宛先」に改める。

別記第 8 号様式中 「住 所 電話番号」を「住 所」に、

「生年月日 年 月 日」を 「生年月日 年 月 日 性別 個人番号」に改める。

別記第 9 号様式中

「

生 年 月 日	年 月 日
---------	-------

」

を

「

生 年 月 日	年 月 日
---------	-------

」

性 別	男・女
個 人 番 号	

に、

「注 免許証に旧姓又は通称名を併記していた場合は、「旧姓・通称名」欄に旧姓又は通称名を記入すること。

を

「注 免許証に旧姓又は通称名を併記していた場合は、「旧姓・通称名」欄に旧姓又は通称名を記入すること。

備考 この様式は、九州各県（熊本県及び沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

に改める。

別記第10号様式中 「住所氏名」を「住所氏名」を「住所氏名」を「住所氏名」に改める。
 「住所氏名」を「住所氏名」を「住所氏名」を「住所氏名」に改める。
 「住所氏名」を「住所氏名」を「住所氏名」を「住所氏名」に改める。
 「住所氏名」を「住所氏名」を「住所氏名」を「住所氏名」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

訓 令

鹿 児 島 県

鹿 児 島 県 議 会

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 訓 令 第 5 号

鹿 児 島 県 人 事 委 員 会

鹿 児 島 県 監 査 委 員

鹿 児 島 県 労 働 委 員 会

鹿 児 島 県 公 用 車 管 理 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 を 次 の よう に 定 め る。

令 和 8 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事	塩 田 康 一
鹿 児 島 県 議 会 議 長	日 高 滋
鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長	地 頭 所 恵
鹿 児 島 県 人 事 委 員 会 委 員 長	富 永 信 一
鹿 児 島 県 代 表 監 査 委 員	松 蘭 英 昭
鹿 児 島 県 労 働 委 員 会 会 長	采 女 博 文

鹿 児 島 県 公 用 車 管 理 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令

鹿 児 島 県 公 用 車 管 理 規 程 〔 平 成 16 年 鹿 児 島 県 議 会 訓 令 第 1 号 〕 の 一 部 を 次 の よう

に 改 正 す る。

第 2 条 第 5 号 中 「及 び」 を 「又 は」 に，「あ つて，公 用 車 以 外 の」 を 「知 事 が 定 め る」 に 改 め，同 条 第 6 号 及 び 第 7 号 中 「に よる 公 務 使 用 の 承 認 を 受 け た」 を 「に よ り 公 務 に 使 用 す る」 に 改 め る。

第 9 条 第 1 項 中 「公 用 車 使 用 伺 簿 ・ 公 用 車 運 転 日 誌」 を 「公 用 車 使 用 簿 ・ 公 用 車 運 転 日 誌」

に、「により、車両管理者の承認を受けなければ」を「の使用者名欄，月日欄，時間欄，行先（経路）欄，用務欄及び摘要欄を記入しなければ」に改め，同条第2項及び第3項を削る。

第10条第5項中「公用車使用伺簿・公用車運転日誌により，車両管理者等の承認を受けなければ」を「公用車使用簿・公用車運転日誌の使用者名欄，月日欄，時間欄，行先（経路）欄，用務欄及び摘要欄を記入しなければ」に改める。

第11条第1項中「の公務使用を承認する」を「を公務に使用させる」に改め，同条第2項中「私有車使用伺簿・私有車運転日誌」を「私有車使用簿・私有車運転日誌」に，「により，車両管理者等の承認を受けなければ」を「の使用者名欄，月日欄，時間欄，行先（経路）欄，用務欄及び摘要欄を記入しなければ」に改め，同条第4項中「公務使用の承認を受けた」を「公務に使用する」に改め，同条第5項の表以外の部分中「第12条第1項第2号」を「次条第1項第2号」に改め，同項の表中「による公務使用の承認を受けた」を「により公務に使用する」に，「公用車使用伺簿・公用車運転日誌」を「公用車使用簿・公用車運転日誌」に，「私有車使用伺簿・私有車運転日誌」を「私有車使用簿・私有車運転日誌」に改める。

第14条中「公用車使用伺簿・公用車運転日誌」を「公用車使用簿・公用車運転日誌」に改める。

別記第3号様式を次のように改める。

第 3 号 様 式 (第 9 条, 第 10 条, 第 14 条 関 係)

公 用 車 使 用 簿 ・ 公 用 車 運 転 日 誌

車 両 番 号

使用者名	月 日	時 間	行 先 (経路)	用 務	摘 要	走行メーター	走行 キロ	運行記録確認	
								車 両 管理者等	安全運転 管理者等
	.	時 分 時 分							
	.	時 分 時 分							
	.	時 分 時 分							
	.	時 分 時 分							
	.	時 分 時 分							
	.	時 分 時 分							
	.	時 分 時 分							
	.	時 分 時 分							

- 注 1 車両ごとに作成すること。
 2 月ごとに作成すること。
 3 同乗者がいる場合は、摘要欄にその旨及び同乗者名を記入すること。
 4 使用者と運転者が異なる場合又は長距離運転等のため 2 人以上の者が運転する場合は、摘要欄にその旨及び運転者名を記入すること。

別記第 7 号様式を次のように改める。

第 7 号様式 (第 11 条関係)

私有車使用簿・私有車運転日誌

使用者名	月 日	時 間	行 先 (経路)	用 務	摘 要	使用する私有車	走行 キロ	運行記録確認	
								車 両 管理者等	安全運転 管理者等
	.	時 分 時 分				所有者名 ----- 車両番号 -----			
	.	時 分 時 分				所有者名 ----- 車両番号 -----			
	.	時 分 時 分				所有者名 ----- 車両番号 -----			
	.	時 分 時 分				所有者名 ----- 車両番号 -----			
	.	時 分 時 分				所有者名 ----- 車両番号 -----			

注 1 月ごとに作成すること。

2 同乗者名は、摘要欄に記入すること。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。